

自転車マップ

Chuo City Cycling Map



令和7年12月版

自転車を放置するのはやめましょう

道路上に駐輪された自転車は、高齢者や子ども、障害のある方等の歩行者の通行の妨げとなり、事故の原因や、災害時の活動の支障となります。

放置自転車対策の強化！

放置禁止区域の追加や、銀座地区の取締り強化等、区HPをご覧ください。



自転車は駐輪場に停めましょう

お問い合わせ 中央区環境土木部交通課 03-3543-0211(代表)

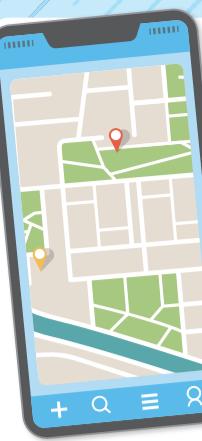
パソコンやスマートフォンで見やすいWeb版は随時更新！

自転車マップ

Chuo City Cycling Map

WEB版

- いつでもみられる
- 詳細な情報がわかる
- 拡大できる



スマートフォン等を手で保持して、自転車に乗りながら画面を注視する行為は禁止されています。自転車マップは、自転車を停車させて確認してください。

シェアサイクル
シェアサイクルは、区内に複数あるポートのどこからでも借りる・返すことのできる自転車シェアサービスです。
※別なシェアサイクル事業者のポートには返却できません。
区内では、様々な事業者によるシェアサイクルが運営されています。

ドコモ・バイクシェア
DOCOMO BIKESHARE
ループ
LUUP
ハローサイクリング
HELLO CYCLING

自転車安全整備店
自転車の点検・整備ができる、TSマークを取り扱う自転車店を自転車安全整備店といいます。TSマークとは、自転車安全整備士が点検確認した普通自転車に貼附されるもので、このマークには賠償責任保険と傷害保険等が付いています。区ではTSマーク取得費用の助成(1,000円)を行っています。

No.	店舗名称	索引
1	(資)杉山モータース	2D
2	関口車販(株)	5D
3	(株)川林商会	5F
4	東洋物産輸業	6D
5	(有)竹田輪業	6D
6	曾根輪業	8D
7	自転車やりんりん中央店	8F
8	小川サイクル	8E

点検整備をしましょう
自動車との事故注意！
自転車は日常的な点検整備に加えて、年に1回程度は自転車店等で定期的な点検整備をしてもらいましょう。

自転車同士・歩行者との接触事故注意！
自転車は日常的な点検整備に加えて、年に1回程度は自転車店等で定期的な点検整備をしてもらいましょう。

自転車の練習ができる学校
区立小学校の校庭で、お子さんと保護者と一緒に自転車の練習やキッズボールを楽しむことができます。日時により、各学校でできることが異なります。詳しくは区HPをご覧ください。

小学校名	索引
中央区立明正小学校	5F
中央区立日本橋小学校	3F
中央区立月島第一小学校	8E

駐輪場

No.	駐輪場名称	一時利用台数	定期利用台数	索引
1	八重洲二丁目地下駐輪場	290台	—	4D
2	築地市場駅地下駐輪場	50台	466台	7C
3	入船橋駐輪場	50台	134台	6E
4	備前橋第一駐輪場	—	62台	7D
5	備前橋第二駐輪場	—	84台	7D
6	備前橋第三駐輪場	50台	30台	7D
7	八丁堀第一駐輪場	70台	90台	5E
8	八丁堀第二駐輪場	—	101台	5E
9	浜町公園地下駐輪場	50台	212台	2G
10	人形町一丁目駐輪場	32台	93台	3F
11	人形町通り駐輪場	—	137台	3F
12	人形町三丁目駐輪場	—	52台	3F
13	蛎殻町駐輪場	48台	78台	4F
14	箱崎町駐輪場	—	80台	4F
15	清杉通り駐輪場	48台	111台	2F
16	茅場町駐輪場	54台	46台	4F
17	日本橋二丁目地下駐輪場	48台	86台	4D
18	月島駅地下駐輪場	100台	677台	8F
19	月島駅前第一駐輪場	108台	392台	8F
20	勝どき駅地下駐輪場	212台	643台	9E
21	人形町二丁目地下駐輪場	—	204台	3F
22	銀座二丁目地下駐輪場	100台	300台	6C

歩行者等専用 **特定小型原動機付自転車・自転車通行止め**

道路法や道路交通法により、自転車の通行が禁止されている箇所があります。
道路標識等を確認するようにしましょう。

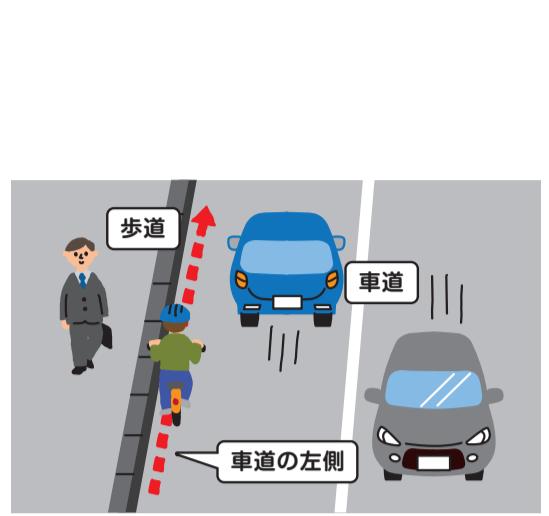
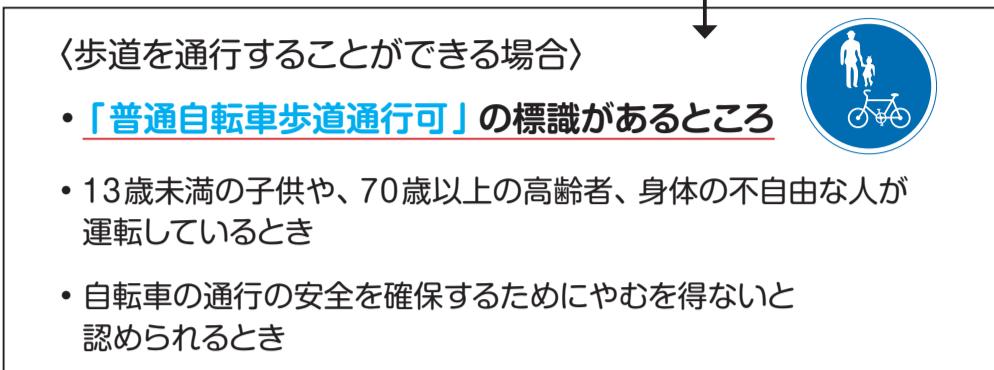
駐輪場や放置禁止区域は10月末時点の情報です。最新情報はWEB版等をご覧ください。

</div

あなたは自転車の正しい交通ルールを知っていますか？ ルールを守って、安全・快適に自転車に乗ろう！

自転車安全利用五則

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先



3 夜間はライトを点灯



反射材はさまざまなものがあります。車体だけでなくヘルメットや服など、前後左右どこからでも光る工夫をしましょう。

4 飲酒運転は禁止

酒酔い運転は5年以下の懲役又は100万円以下の罰金となります。

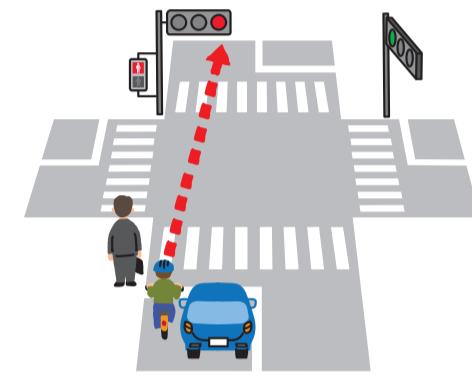


5 ヘルメットを着用

自転車に乗る人はヘルメットの着用が努力義務です。



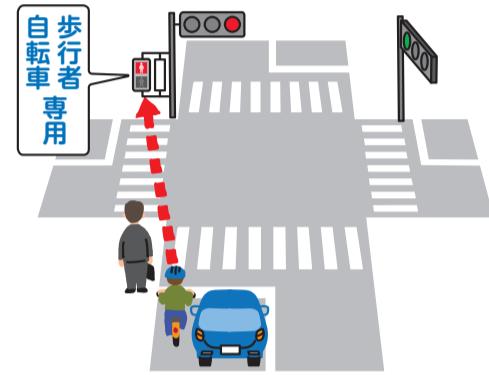
2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



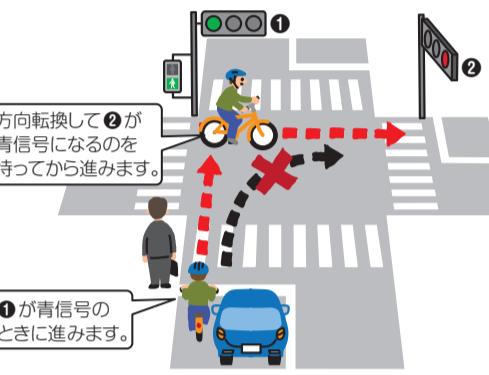
車道を通行中、「歩行者・自転車専用」の表示がない場合、車両用の信号に従わなければいけません。

ただし、歩道を通行しているときは、歩行者用の信号に従います。

出典：東京都



「歩行者・自転車専用」の表示がある場合、歩行者用の信号に従わなければいけません。

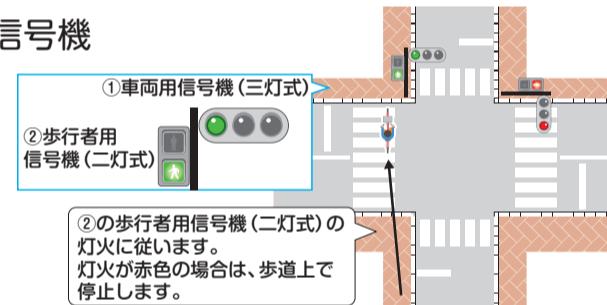


右折する場合は、図のような方法で右折しなければいけません。

こんな場合、どこを通行する？

歩道を通行中、歩行者用信号機（二灯式）に「歩行者・自転車専用」の表示がない場合

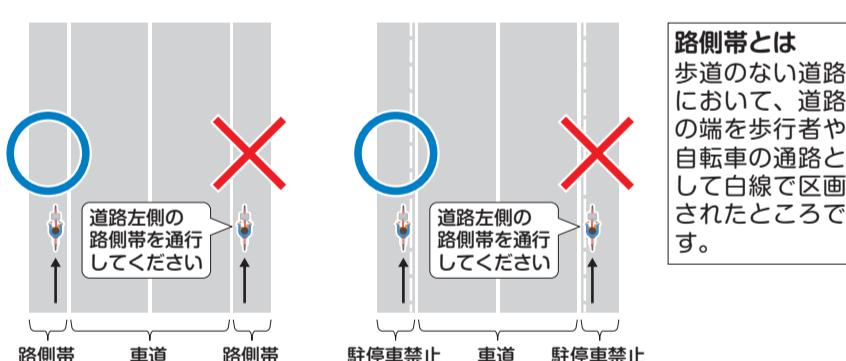
対面する歩行者用信号機（二灯式）に従って通行します。



路側帯がある場合

自転車は著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、路側帯内を通行することができます。

（路側帯の外側を通行することもできます。）



普通自転車通行指定部分がない歩道の場合

※普通自転車歩道通行可の標識あり

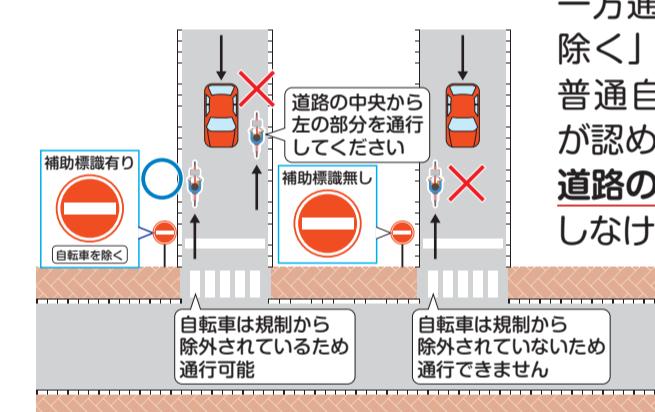
相互通行可能ですが、中央から車道寄りの部分を徐行し、歩行者の通行を妨げよう場合は一時停止しなければなりません。



出典：警視庁ホームページ（自転車の交通ルール）

一方通行道路（車道）の場合

※普通自転車が通行可能な場合



一方通行道路で「自転車を除く」の補助標識があり、普通自転車の通行（逆行）が認められている場合も道路の左側の部分を通行しなければなりません。

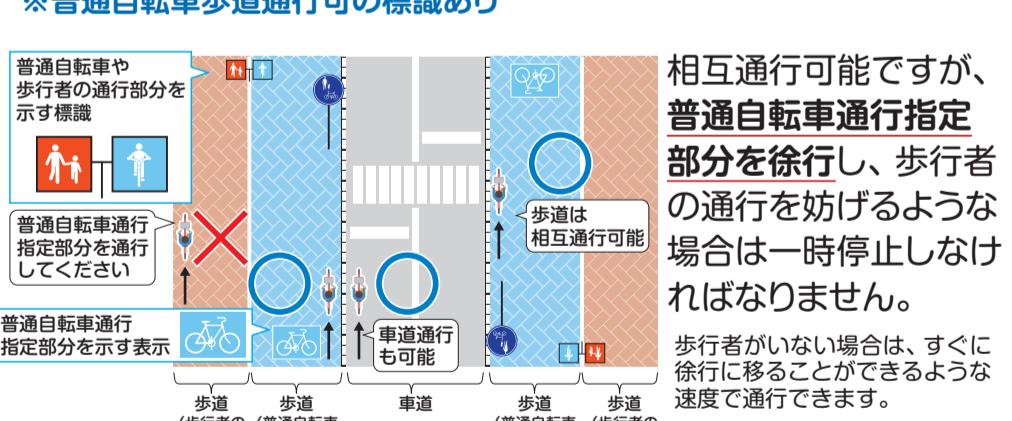
普通自転車専用通行帯がある場合



普通自転車専用通行帯が設けられているときは、その普通自転車専用通行帯を通行しなければなりません。

普通自転車通行指定部分がある歩道の場合

※普通自転車歩道通行可の標識あり



相互通行可能ですが、普通自転車通行指定部分を徐行し、歩行者の通行を妨げよう場合は一時停止しなければなりません。

自転車損害賠償保険に加入しましょう

自転車利用中の対人賠償事故に備える保険等*に加入する義務があります。

自転車利用中に事故を起こした際には、自分がけがをするだけでなく、相手にけが等をさせることができます。万が一に備えて、保険等に加入している必要があります。※自転車の利用によって生じた損害を賠償するための保険・共済

自転車側が加害者になった高額賠償事例

神戸地裁 平成25年7月4日判決 賠償額9,521万円

男子小学生（11歳）が夜間、帰宅途中に自転車走行中、歩道と車道の区別の無い道路において、歩行中の女性（62歳）と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い意識が戻らない状態となつた。

出典：警視庁ホームページ（自転車利用中の対人賠償事故に備える保険等への加入義務化）

罰則強化！

酒気帯び運転の禁止（令和6年11月1日～）

【違反者・自転車提供者：

3年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金】

【種類提供者・同乗者：

2年以下の拘禁刑または30万円以下の罰金】

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対しても厳しい罰則が科されます。



罰則強化！

運転中のながらスマホの禁止（令和6年11月1日～）

【違反者：

6ヶ月以下の拘禁刑または10万円以下の罰金】

【交通の危険を生じさせた場合：

1年以下の拘禁刑または30万円以下の罰金】

自転車運転中にスマートフォンを持って通話したり、画面を注视したりする行為は禁止です（スマートフォンホルダーに固定している場合も含む）。